

論 説

複雑な訴訟におけるスペシャル・マスター

標 博 行

はじめに

アメリカでは、製造物瑕疵による人身損害など高度な科学技術に関連した錯綜する事実関係をもつ訴えが数多く提起されている。このような訴えでは、正式な事実審理(trial: トライアル)の前段階であるプレ・トライアル手続での証拠開示(discovery)が複雑なものとなる。また事実審理で多くの争点が出現すると、判決形成およびその執行も困難となる。このような訴えは一般的に複雑な訴訟(complex litigation)と呼ばれ、当事者数、訴えの併合、複数の法廷地、そして準拠法の選択などの要因により発生するものと定義されている⁽¹⁾。また、裁判官や代理人、さらには陪審員の活動に機能不全を引き起すのである⁽²⁾。

複雑な訴訟が増加すれば、裁判所の審理能力を超えることになる⁽³⁾。そこで連邦地方裁判所では、プレ・トライアルや事実審理に長期間を要する状況に対処するために裁判官はスペシャル・マスター(special master)を任命し、裁判官の補助的業務を付託している。プレ・トライアルにおける証拠開示の運営、当事者の責任を判断した後の救済形成での役割、さらに

(1) Jeffrey W. Stempel, *A More Complete Look at Complexity*, 40 ARIZ. L. REV. 781, 787-800 (1998).

(2) Jay Tidmarsh & Roger H. Transrud, *COMPLEX LITIGATION AND THE ADVERSARY SYSTEM* 86 n.1 (1998).

(3) Linda S. Mullenix, *Problems in Complex Litigation*, 10 REV. LITIG. 213, 215-216 (1991).

は和解を促す役割などである⁽⁴⁾。これらの付託により、スペシャル・マスターはアメリカ司法に多大な利点をもたらすものと評されている⁽⁵⁾。

そこで本稿では、スペシャル・マスターはいかなる経緯と法的根拠で様々な裁判上の役割を担ってきたのか、またその将来はいかなる方向にあるのかについて焦点をあてる。スペシャル・マスターの連邦裁判所における法的根拠の変遷と複雑な訴訟での役割、マジストレイト(magistrate)と呼ばれる下級裁判官や専門家証人との法的相違点、さらにはスペシャル・マスターの将来について順次考察を加える。

一 連邦民事訴訟規則Rule 53の成立とスペシャル・マスター

1. スペシャル・マスター制度の成立

スペシャル・マスターとは、係属事件で特定の業務を付託する目的で裁判所に任命された私人であり、裁判官を補助し公的義務を履行する役割を担う⁽⁶⁾。連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure) Rule 53により特定の条件下で「裁判所が任命できる」⁽⁷⁾と定められており、任命後は裁判所の管理下に置かれることになる。そこで、当事者との間の利害対立の開示など、裁判官の遵守すべき倫理基準に沿った義務の履行が伴うことになる⁽⁸⁾。なお、現行規定ではマスター(master)と定められているが、スペシャル・マスターと同義である⁽⁹⁾。

スペシャル・マスターに類似する制度にはマジストレイトがある。これは、連邦地方裁判所の裁判所職員として特定の地区の連邦地方裁判所に

(4) Mark A. Fellows and Roger S. Haydock, *Federal Court Special Masters: A Vital Resource in the Era of Complex Litigation*, 31 WM. MITCHELL L. REV. 1269, 1280-85 (2005).

(5) Lynn Jokela and David F. Herr, *Special Masters in State Court Complex Litigation: an Available and Underused Case Management Tool*, 31 WM. MITCHELL L. REV. 1299, 1324 (2005).

(6) *Louisiana v. Mississippi*, 466 U.S. 921 (1984).

(7) FED. R. CIV. P. 53(a)(1).

(8) *In re Gilbert*, 276 U.S. 6, 9-10 (1928).

(9) 9-53 MOORE'S FEDERAL PRACTICE-CIVIL § 53.02[1].

より任命される⁽¹⁰⁾。任命された連邦地方裁判所が所在する地区の裁判業務を、正規雇用であれば8年間、非常勤であれば4年間の任期で担当することになる⁽¹¹⁾。しかしマジストレイトは、連邦地方裁判所裁判官などのように合衆国憲法第三編に定められていない。これらに従属する終局判断を行うことのできない裁判官であり、当事者の合意を条件として証言録取の申立ての判断を含んだ陪審および非陪審審理を担当する⁽¹²⁾。連邦マジストレイト法(Federal Magistrate Act)で連邦裁判所がマジストレイトをスペシャル・マスターに指名できる旨を定めていたため⁽¹³⁾、2003年に改正される以前の旧連邦民事訴訟規則Rule 53では、同法との調和を考慮してスペシャル(special)の文言が付されていた⁽¹⁴⁾。しかし現行のRule 53では、スペシャルの文言が削除されて、マスターと規定されている。

従前より連邦裁判所は、スペシャル・マスターを任命し、職務上の義務を決定する権限を有していた⁽¹⁵⁾。裁判所職員以外の者を裁判業務の処理を目的として任命する権限は、伝統的にエクィティに由来すると考えていたのである⁽¹⁶⁾。1920年の*In re Peterson*で合衆国最高裁判所は、連邦裁判所が司法上の義務を履行する上で助力となる裁判所外の者を任命する権限をもつと述べていた⁽¹⁷⁾。まさに連邦裁判所は、本来もつ権限(inherent power)で裁判上の補助者を任命できることを認識していたのである。

2. 連邦民事訴訟規則の制定とスペシャル・マスター

1938年に連邦民事訴訟規則が制定されると、連邦裁判所では同規則のRule 53が原則的にスペシャル・マスターを任命する根拠となった。当該規定は連邦裁判所に係属する訴訟においてスペシャル・マスターの任命権

(10) 28 U.S.C. § 631(a).

(11) *Id.* at § 631(e).

(12) *Id.* at § 636(c)(1).

(13) 28 U.S.C. § 632(b)(2).

(14) FED. R. CIV. P. 53, Advisory Committee Note of 1983.

(15) *Id.*

(16) *Kimberly v. Arms*, 129 U.S. 512, 524-25 (1889).

(17) 253 U.S. 300, 312 (1920).

を与えたが⁽¹⁸⁾、その任命範囲を人証および書証の提出命令、および裁判所に事実認定報告を行うことに限定した⁽¹⁹⁾。さらにスペシャル・マスターへの付託も「ルールではなく例外的なもの」⁽²⁰⁾とし、陪審審理では事実上の争点が複雑な場合に、そして非陪審審理では取引明細の分析や損害賠償算定の場合に制限した⁽²¹⁾。

合衆国最高裁判所は、例外的状況の要件を厳格に解した。これは独占禁止法事案でのスペシャル・マスター任命の是非が争われた、1957年の *La Buy v. Howes Leather Co.*⁽²²⁾で示された。本判決は、訴えが多数であることや複雑な争点を含んでいることのみでスペシャル・マスターを任命することはできない、と判断したのである⁽²³⁾。本件では、連邦地方裁判所が係属する事件の複雑性と、裁判所に係属する事件が過多となっていることをRule 53にいう例外的な状況に合致すると判断して、スペシャル・マスターを任命した⁽²⁴⁾。スペシャル・マスターへの付託内容は、当事者から証拠を入手して事実認定を行い、それを連邦地方裁判所に報告することであった⁽²⁵⁾。しかし合衆国最高裁判所は、当該任命が裁判所による事実審理の機会を当事者から奪うものであり、連邦地方裁判所裁判官の裁量濫用に該当すると判断した⁽²⁶⁾。裁判所に係属する訴えの数が多く、また係争事件が複雑で訴訟の遅延化が発生するおそれだけではこの機会を奪う正当化はできないとして、スペシャル・マスターを任命できないことを示したのである⁽²⁷⁾。

(18) FED. R. CIV. P. 53(a)(adopted in 1938).

(19) *Id.* at 53(c), (d)(adopted in 1938).

(20) *Id.* at 53(b)(adopted in 1938).

(21) *Id.*

(22) 352 U.S. 249 (1957).

(23) *Id.* at 259.

(24) *Id.* at 251-53.

(25) *Id.* at 253.

(26) *Id.* at 256.

(27) *Id.* at 259.

3. 裁判所の本来的権限を根拠としたスペシャル・マスター任命の傾向

La Buy判決のスペシャル・マスター任命を制限する方向は、判決当時ニュー・ヨーク州南部地区連邦地方裁判所裁判官であったカウフマン (Irving Kaufman) により支持された。彼は、Rule 53を事実にかかる争点の付託のみを意図して制定されたと解したのである⁽²⁸⁾。一方で連邦裁判所は、後述するように制度改革訴訟の提起を受け、1970年代を境にスペシャル・マスター任命の制限を緩和する方向を示しはじめた。一部の裁判所は根拠を連邦民事訴訟規則Rule 53に求めることなく任命した⁽²⁹⁾。また別の裁判所ではRule 53を根拠として任命したが、その具体的な理由を示すことなく⁽³⁰⁾、裁判所が本来もつ権限をも加えた根拠を挙げたのである。

この例として、テキサス州の刑務所の設備改善を求めた1980年のRuiz v. Estelle⁽³¹⁾がある。本件でテキサス州南部地区連邦地方裁判所は、Rule 53と裁判所の本来もつ権限の2つの根拠を示して、刑務所の設備改善という救済を形成する目的でスペシャル・マスターを任命している⁽³²⁾。しかし、Rule 53の解釈ならびに裁判所の本来もつ権限の意味、およびこれら2つの関係について具体的に言及することはなかった。他の判決もこれら2つの根拠を各々独立したものととらえているが、本判決と同様に以上の点について説明を加えていない⁽³³⁾。裁判所の本来もつ権限とはRule 53を超越し

(28) Irving Kaufman, *Masters in the Federal Courts: Rule 53*, 58 COLUM. L. REV. 452, 455 n.18 (1958).

(29) See, e.g., Jones v. Wittenberg, 73 F.R.D. 82, 85-86 (N.D. Ohio 1976); Morales v. Turman, 383 F. Supp. 53, 120-21 (E.D. Tex. 1974); United States v. City of Parma, Ohio, 661 F.2d 562, 578 (6th Cir. 1981).

(30) David I. Levine, *The Authority for the Appointment of Remedial Special Masters in Federal Institutional Reform Litigation: The History Reconsidered*, 17 U.C. DAVIS L. REV. 753, 760 n. 22, n. 23 (1984). 1970年代から1980年代初頭にかけて制度改革訴訟が多く提起されたが、連邦裁判所が救済形成を目的としてスペシャル・マスター任命を明確な根拠なしに認める傾向が示されたのである。

(31) 503 F. Supp. 1265 (S.D. Tex. 1980).

(32) *Id.* at 1169-70.

(33) See, e.g., Powell v. Ward, 487 F. Supp. 917, 935 (S.D. N.Y. 1980).

たものと認識されているが⁽³⁴⁾、スペシャル・マスター任命におけるその意味は不明なままなのである。

したがって、連邦裁判所はスペシャル・マスターの任命の直接の根拠を Rule 53ではなく、裁判所の本来の権限に黙示的に求めたものと推定されるのである⁽³⁵⁾。1976年に合衆国最高裁判所は、*Mathews v. Weber*⁽³⁶⁾でマジストレイトがスペシャル・マスターに任命されるのであれば、Rule 53の例外的状況の要件を具備する必要がないと判断している。裁判所に所属するマジストレイトであれば、裁判所の本来もつ権限が直接根拠となりスペシャル・マスターとの併任が許容されると解されるのである。

裁判所の本来もつ権限に言及する方向性は、スペシャル・マスターの任命そのものが裁判所の裁量権内にあり、問題とはならないと連邦裁判所が認識していることを意味している。しかし、本来もつ権限に具体的な意味を与えることなく任命根拠としていることは、その重要性に留意していないことになる。実際に、少数の連邦裁判所のみがその重要性を認識していると指摘されているように⁽³⁷⁾、スペシャル・マスター任命の根拠を争点として扱い検討した裁判例は少ないのである。

1976年のウィスコンシン州東部地区連邦地方裁判所判決である *Armstrong v. O'Connell*⁽³⁸⁾はその数少ない裁判例の一つである。本件は人

(34) *Schwimmer v. United States*, 232 F.2d 855, 865 (8th Cir. 1956). *See also.*, *Reed v. Cleveland Board of Education*, 607 F.2d 737, 743 (6th Cir. 1979). 本判決は別学教育の撤廃の請求に対して、その救済を形成するためにスペシャル・マスターを任命したことについての控訴審判決である。Rule 53を引用しながらも、最終的には裁判所の本来的権限に任命根拠を求めている。

(35) 株主代表訴訟で財務調査を目的としてスペシャル・マスターが任命されたことにつき、1944年に連邦第3巡回区控訴裁判所は *Webster v. Kalodner* (145 F.2d 316 (3d Cir. 1944).) で、スペシャル・マスターへの付託を証拠に関する事項に限定され、行政的ではなく司法的なものであると述べている (*Id.* 319-20.)。ただし、「スペシャル・マスターは裁判所の手として行動し、その権限は裁判所のそれよりも狭い」(*Id.* at 319.) と付言している。そこで、連邦民事訴訟規則制定直後からスペシャル・マスターが裁判所の本来もつ権限により一定の業務が付託されることは自明であることとらえていたともいえよう。

(36) 423 U.S. 261, 274-75 (1976).

(37) *Levine*, *supra* note 30, at 762.

(38) 416 F. Supp. 1325 (E.D.Wis. 1976).

種別学解消訴訟において救済の形成を目的としてスペシャル・マスターを任命したことの是非が争われた。被告は、このような目的でスペシャル・マスターを任命することがRule 53に反すると主張した⁽³⁹⁾。そこで同裁判所は、事実認定での補助を行う従前のスペシャル・マスターと救済形成を目的に任命されるそれとの相違を検討した。Rule 53(e)(2)所定の「明らかに誤認とされる場合を除き、(裁判所は)スペシャル・マスターが行った事実認定を受諾する」⁽⁴⁰⁾とする文言により、従前のスペシャル・マスターによる事実認定が一応有効と推定されると指摘した。一方で、救済形成目的のスペシャル・マスターによる救済案策定ではこれが妥当しないと述べたのである⁽⁴¹⁾。本判決は、あくまでも任命の価値があり、連邦裁判所の適切な裁量によって保証される限りにおいて、スペシャル・マスターによる救済案が裁判官により受領されると判断したのである⁽⁴²⁾。そこで本判決の論理によれば、事実認定を行うスペシャル・マスターはRule 53を、その他の目的のスペシャル・マスターは連邦民事訴訟規則以外の司法裁量を根拠として任命されることになる。

二 スペシャル・マスターの役割の拡大

1. 制度改革訴訟における救済形成を目的とするスペシャル・マスター

救済形成をスペシャル・マスターに付託するようになったのは1970年代以降の傾向である。これは、知的障害者施設、刑務所、そして教育制度などの差止命令(injunction)による改革を目的とした制度改革訴訟

(39) *Id.* at 1336.

(40) FED. R. CIV. P. 53(e)(2) (adopted in 1938).

(41) *Armstrong*, 416 F. Supp. at 1338-39.

(42) *Id.* at 1338.

(Institutional Reform Litigation)⁽⁴³⁾が提起された時期に合致する。

制度改革訴訟では、知的障害者施設の居住改善を目的とした救済の形成とその執行の監視のために、スペシャル・マスターが任命されるようになった。これらの目的について、1979年のGary W. v. Louisiana⁽⁴⁴⁾で連邦第5巡回区控訴裁判所が判断している。知的障害児童養護施設の設備および運営改善が裁判所の命令通りになされていないことを理由として、命令の執行を監視する目的でスペシャル・マスターを任命することが適切であると述べたのである⁽⁴⁵⁾。本件のように知的障害児童養護施設の事案では、スペシャル・マスターの任命が判決執行の適切性を聴聞して、裁判所に報告することをも含んだ目的であったと解することができる⁽⁴⁶⁾。

刑務所改革を求める事案においては、刑務所設備および運営における合衆国憲法違反状態の改善を命じる差止命令を請求する訴えが提起された⁽⁴⁷⁾。当該事案で連邦地方裁判所は、スペシャル・マスターを任命して判決文中の差止命令の内容である救済策を形成する補助を行わせたのである。また、判決の執行状態を確認する目的でスペシャル・マスターを任命

(43) Owen M. Fiss, *The Supreme Court 1978 Term, Foreword; The Forms of Justice*, 93 HARV. L. REV. 1, 2-4 (1979). 差止命令を媒介にして州など地方自治体が運営する刑務所、教育、精神病院などの改革を目的とした訴えが一般的に制度改革訴訟と呼ばれている。差止命令には大別すると、暫定的差止命令(preliminary injunction)と永続的差止命令(permanent injunction)がある。暫定的差止命令は、連邦民事訴訟規則 Rule 65(b)(1)に規定される保全命令である。当該差止命令を申立てる当事者は次の諸点を示さなければならない。(1)本家で勝訴する可能性があること、(2)暫定的差止命令がなければ回復不可能な損害を被るおそれがあること、(3)エクイティからみると勝ち目があること、(4)差止命令が公益に沿っていることである。See, e.g., *Winter v. Natural Res. Defense Council, Inc.*, 555 U.S. 7, 20(2008).

一方で永続的差止命令は終局判決で出される救済である。これが認められるために、原告は次のことを示さなければならない。(1)回復不能な損害があること、(2)損害賠償などコモン・ロー上の救済ではその損害を補填するには不適切であること、(3)原告と被告の間の困難さを比較すれば、エクイティ上の救済が保証されること、(4)公益が永続的差止命令で害されないことである。See, e.g., *Weinberger v. Romero-Barcelo*, 456 U.S. 305, 311-313(1982); *Amoco Production Co. v. Gambell*, 480 U.S. 531, 542(1987).

(44) 601 F.2d 240 (5th Cir. 1979).

(45) *Id.* at 244.

(46) 9-53 MOORE'S FEDERAL PRACTICE-CIVIL § 53.60[3].

(47) 制度改革訴訟におけるスペシャル・マスターの活動およびその根拠を検討したものとして、樺博行「制度改革訴訟の判決形成とスペシャルマスター」同志社アメリカ研究 24号45頁(1988)を参照。

することもある。前述のArmstrong判決を出したウィスコンシン州東部地区連邦地方裁判所とは異なり、連邦民事訴訟規則Rule 53をスペシャル・マスター任命の根拠とする連邦地方裁判所では、被告の履行拒絶など改革案の実効性が担保できない場合にRule 53の例外的要件を満たすことができる⁽⁴⁸⁾と述べられていた⁽⁴⁸⁾。1996年に刑務所訴訟改革法(Prison Litigation Reform Act)⁽⁴⁹⁾が成立し、刑務所の居住環境改善を請求する訴訟の救済案作成と判決後の履行調査でのスペシャル・マスターの使用が定められた⁽⁵⁰⁾。スペシャル・マスターは記録の審理と、それにかかる事実認定を行う権限が認められたのである⁽⁵¹⁾。

当該立法がなされるまで、制度改革訴訟で従前のスペシャル・マスターとは異なる救済形成を目的とした付託が行われたことについての是非が継続的に議論された。頻繁にスペシャル・マスターに任命された者を含め⁽⁵²⁾、一部の論者は裁判所による事実認定の補助業務に限定して付託すべきであると解した⁽⁵³⁾。一方で、制度改革訴訟における救済形成の付託もRule 53の権限範囲内であるとする主張が存在した。しかしそれらのうちの多くは、スペシャル・マスターへの救済形成に関する付託が連邦裁判所の任命権限範囲内であると述べるに留まり、その理由を示すことはなかったのである⁽⁵⁴⁾。

(48) See, e.g., Ruiz v. Estelle, 679 F.2d 1115, 1160-62 (5th Cir. 1982).

(49) Pub. L. No. 104-134, 110 Stat. 1321 (1996).

(50) 18 U.S.C. § 3626(f).

(51) *Id.* at § 3626(f)(1)(a). 本法にもとづいて裁判所がスペシャル・マスターを任命するには、次の手続に沿って行う。まず、裁判所は当事者双方から各々5名のスペシャル・マスターの候補者リストを受けとる。次に当事者双方が最大3名を除外し、残りからスペシャル・マスターを任命することになる (*Id.* at § 3626(f)(2).)。なお、当事者双方は、スペシャル・マスターの任命判断について当事者双方の公平性が担保されていないことを理由として、中間上訴 (interlocutory appeal) を行うことができる (*Id.* at § 3626(f)(3).)

(52) Vincent Nathan, *The Use of Special Masters in Institutional Reform Litigation*, 10 U. TOL. REV. 419, 428 (1979). 多くの刑務所改革訴訟でスペシャル・マスターに任命された Nathan 教授は、Rule 53の文言が事実認定にかかるものに限定していると述べ、このスペシャル・マスターと救済形成で裁判官を補助するスペシャル・マスターを区別すべきであると主張している。

(53) Comment, *Force and Will: An Exploration of the Use of Special Masters to Implement Judicial Decrees*, 52 U. COLO. L. REV. 105, 111 (1980).

(54) See, Levine, *supra* note 30, at 759 n. 20.

2. 大規模不法行為訴訟におけるスペシャル・マスター

アスベスト被害など広範かつ多数に人身損害を発生させる大規模不法行為では、一般的に請求の原因が同一である複数の訴えが連邦および州裁判所で提起される。連邦裁判所に提起された多くの訴訟は、広域係属訴訟(multi district litigation)手続により、特定の連邦地方裁判所においてプレ・トライアルでの併合がなされる⁽⁵⁵⁾。しかし、州裁判所に提起された訴訟は、連邦裁判所に移管(removal)されなければ州裁判所で審理されることになる⁽⁵⁶⁾。同一の請求の原因をもつ訴えが連邦と州で同時に係属して審理が重複し、各州で相違する実体法が適用されると、訴訟の結果は異なることになる。そこで、連邦および州裁判所で任命されたスペシャル・マスターが協働することでこの問題を解決する途が現れてくる。プレ・トライアル手続における証拠調べを事実上一本化することができるのである⁽⁵⁷⁾。これが可能になれば、裁判所経費および当事者の裁判費用の負担が軽減できる⁽⁵⁸⁾。連邦と州裁判所は連邦制の下では並立的な存在を前提とし、現行法上審理の一本化が図れない。そのためスペシャル・マスターの活動は、連邦と州裁判所に提起された事実上の訴えの併合を促すものとなる。

多数の原告で構成されるクラス・アクションでは、スペシャル・マスターが原告名ならびに個々の損害状況をデータベース化して、和解や証拠開示手続で使用する⁽⁵⁹⁾。また、共通の争点については訴えの併合を行い、個々の原告に特有の争点については分割審理を用いて、審理の促進を目的にスペシャル・マスターを任命することも想定される⁽⁶⁰⁾。例えば、アスベスト被害のクラス・アクション事案におけるスペシャル・マスターは、証

(55) 28 U.S.C. § 1407. 広域係属訴訟手続についての詳細は、例えば樺博行「アメリカにおける大規模不法行為訴訟での広域係属訴訟手続—クラス・アクションから広域係属訴訟手続への移行—」法政論叢第51巻2号177頁(2015)を参照。

(56) MANUAL FOR COMPLEX LITIGATION 4th ed. § 22.4 (2004).

(57) *Id.* at § 20.3.

(58) *Id.* at § 22.3.

(59) *Id.* at § 22.311.

(60) *Id.* at § 22.315.

拋開示を目的として原告個々の損害状況を集約したデータベースの構築を行い、原告個々のクラス所属の是非や損害額の評価を行っているのである⁽⁶¹⁾。

アスベスト事案を含め大規模不法行為訴訟では、連邦および州地方裁判所で同時にスペシャル・マスターを任命し、和解を促す目的で当事者間の和解協議を主宰するなどの管理運営を付託する例も存在する⁽⁶²⁾。その他、損害賠償額を巡る争いについても、その解決を促す目的でスペシャル・マスターが任命されている⁽⁶³⁾。ベトナム戦争に従軍したアメリカ兵が枯葉剤による損害の賠償を請求した1982年の*In re Agent Orange Product Liability Litigation*⁽⁶⁴⁾では、被害者が多数となり高額な損害賠償が請求されたことを原因として、プレ・トライアル手続でスペシャル・マスターが任命されている。本件でのスペシャル・マスターは、多数の書証を提出する際の管理、当事者から出された多数の申立ての審理、専門家証人による証言の採否、そして保全命令を出すことが付託されている⁽⁶⁵⁾。

三 連邦民事訴訟規則Rule 53改正の経緯

1. 1983年改正

スペシャル・マスターを規定する連邦民事訴訟規則Rule 53は、1938年の

(61) See, e.g., *Jenkins v. Raymark Industries Inc.*, 109 F.R.D. 269, 289 (E.D.Tex. 1985); *In re Joint E. & S. Dist. Asbestos Litigation*, 14 F.3d 726, 729 (2d Cir. 1993).

(62) See, e.g., *In re Asbestos Products Liability Litigation*, 771 F. Supp. 415 (J.P.M.L. 1993). 本件では、連邦裁判所におけるプレ・トライアル手続で訴えが併合された広域係属法廷と、州裁判所がスペシャル・マスターを同時に任命している。*In re Joint E. & S. District Asbestos Litigation*, 129 F.R.D. 434, 435 (E. and S.D.N.Y. 1992). 本件では、損害発生の事実関係が複雑である理由で、事実認定を助力するためにレフェリー (referee) が連邦および州裁判所で同時に任命されている。

(63) See, e.g., *In re New York City Asbestos Litigation*, 142 F.R.D. 60, 61 (E. and S.D.N.Y. 1992). 和解額と当事者の一部が損害賠償をすべて負担する損失補償 (indemnification) の是非が争われた結果、スペシャル・マスターが任命されている。

(64) 94 F.R.D. 173 (E.D.N.Y. 1982).

(65) *In re "Agent Orange" Products Liability Litigation*, 94 F.R.D. 173, 174-176 (E.D.N.Y. 1982).

制定以来数回にわたり改正されてきた⁽⁶⁶⁾。スペシャル・マスターの任命および権限を規定する各項は、エクィティに由来するものと認識されている⁽⁶⁷⁾。Rule 53の大幅な改正は1983年と2003年に行なわれ、1983年には、正規の裁判所職員である下級裁判官のマジストレイトが連邦マジストレイト法により創設されたことに伴った改正がなされた。まず(a)では、常任のスペシャル・マスターが廃止された。また、連邦マジストレイト法がマジストレイトを「スペシャル・マスターに任命できる」⁽⁶⁸⁾と規定しているため、スペシャル・マスターの文言はそのまま存続した。次に(b)では、当事者の合意によりマジストレイトがスペシャル・マスターの任にあたる際には、例外的状況が必要とする旨の文言が削除されたのである⁽⁶⁹⁾。

1983年の改正Rule 53は、スペシャル・マスターの任命および権限につき(a)(b)(c)の各項を設けていた。まず(a)は裁判所がスペシャル・マスターを任命できるとし、レフェリー(referee)、監査人(auditor)、検査官(examiner)、そして査定官(assessor)を含むものと規定していた⁽⁷⁰⁾。このように、スペシャル・マスター以外にも様々に名付けられた類似する補助者が存在しており、これらをも対象に含めた根拠規定であったわけである。(b)は、旧Ruleと同じくスペシャル・マスターへの付託が例外であり原則(rule)ではないと規定した。陪審審理では複雑な争点のみに、そして非陪審審理では会計および損害賠償額算定事項について、一定の例外的状況の下での付託に限定したのである。また、当事者の合意がある場合には、本規定を適用することなくマジストレイトがスペシャル・マスターの任にあたる旨が併せて定められた⁽⁷¹⁾。スペシャル・マスターの権限については(c)

(66) 2016年末までに改正されたのは、1966年1月1日、1983年8月1日、1987年8月1日、1991年12月1日、1993年12月1日、2003年12月1日、2007年12月1日、そして2009年12月1日の計8回である。See, FED. R. CIV. P. 53, History. 特に1983年および2003年には大幅な改正が行われている。

(67) FED. R. CIV. P. 53, Advisory Committee Note on Rules.

(68) 28 U.S.C. § 636(b)(2).

(69) FED. R. CIV. P. 53, Advisory Committee Note on 1983 Amendments.

(70) FED. R. CIV. P. 53(a) (amended in 1983).

(71) FED. R. CIV. P. 53(b) (amended in 1983).

によるが、本規定はスペシャル・マスター任命命令に付託範囲を特定するとともに、当該命令で示された特定の争点のみ裁判所へ結果の報告を求めていた。またスペシャル・マスターはすべての手続について、任命命令に記載された特定の事項に限定して、義務の履行を目的に権限を行使することができたのである。証拠については、付託範囲内で書証の提出を命じ、その証拠の許容性を認定することができる旨も併せて規定されていた⁽⁷²⁾。

2. 2003年改正

1990年代末までにRule 53に定める例外的状況の要件に束縛されることなく、広く証拠開示手続で発生する事実上の争点の判断がスペシャル・マスターに付託されるようになった⁽⁷³⁾。さらに、裁判所命令に服さない者に対して、その状況を調査して命令執行を促すことを目的にスペシャル・マスターが任命されるようになってきた⁽⁷⁴⁾。このRule 53と実務が乖離している状況を受けて、2003年に連邦民事訴訟規則改正諮問委員会(Advisory Committee on Civil Rules)は連邦民事訴訟規則Rule 53の改正を行った。

2003年の改正では、連邦民事訴訟規則制定以来議論されてきた事実認定の補助以外の機能をスペシャル・マスターに付託できることが盛り込まれた。改正の契機となったのは、連邦司法センター(Federal Judicial Center)の調査により、事実認定の補助機能の他にプレ・トライアルおよび事実審終了後の機能も実務上認められたことであった⁽⁷⁵⁾。スペシャル・マスターは正式な事実審理で主に用いられてきたが、「裁判所がプレ・トライアルや事実審理以降の段階でスペシャル・マスターを任命している」⁽⁷⁶⁾現状を公的に確認したのである。

(72) *Id.* at 53(c) (amended in 1983).

(73) *See, e.g.,* United States *ex rel.* Newsham v. Lockheed Missiles & Space Co., 190 F.3d 963, 967 (9th Cir. 1999).

(74) *See, e.g.,* Williams v. Lane, 851 F.2d 867, 884 (7th Cir. 1988).

(75) Thomas E. Willging, Loral L. Hooper, Marie Leary, Dean Miletich, Robert Timothy Regan & John Shapard, SPECIAL MASTER'S INCIDENCE AND ACTIVITY (FEDERAL JUDICIAL CENTER) (2000).

(76) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE U.S. COURTS, AMENDMENT TO THE FEDERAL RULES OF CIVIL PROCEDURE, 215 F.R.D. 158, 328 (2003).

この改正では、Rule 53 (a)(1)は、連邦地方裁判所裁判官が裁判所の任務につき主たる責任を負い、スペシャル・マスターが制限された状況の下でのみ任命されることを規定した。そして三つの任命類型を設けた。①当事者の合意による任命、②事実審理における裁判所の義務の履行を目的とする任命、③プレ・トライアルおよび事実審理終了後の任命である。これらの任命類型から理解できるように、Rule 53改正で前提とされたのは、連邦民事訴訟規則の適用範囲である連邦地方裁判所の民事訴訟手続全般において、当該Ruleがスペシャル・マスターの任命を広く許容することであった⁽⁷⁷⁾。

Rule 53 (a)(1)(A)は、当事者の合意によりスペシャル・マスターが任命される旨を定めている。ただし、連邦地方裁判所が任命権をもつために、当事者の合意のみで直ちに任命されるわけではない⁽⁷⁸⁾。事実審理における裁判所の義務を履行するための任命では、(B)が適用される。本号の目的は非陪審審理におけるスペシャル・マスターの任命であるが、会計および困難な損害賠償額算定を除く事項については、例外的状況が任命の要件となっている。したがって、旧規定に変更が加えられていないことになる。ただし、旧規定(b)の「例外的であり原則ではない」とする文言は削除されている。この措置は例外的状況の要件が残されているため、要件の反復を避ける目的であったとされている⁽⁷⁹⁾。

陪審審理におけるスペシャル・マスターの任命は、非陪審審理の場合と同様である。ただし、スペシャル・マスターに付託される事実上の争点につき陪審審理を受けること、または陪審に提出されるスペシャル・マスターによる認定事実が証拠能力をもつことが必要である。いずれかの条件が満たされない限り、スペシャル・マスターは陪審審理に関与できないこ

(77) FED. R. CIV. P. 53, Advisory Committee Note on 2003 Amendments.

(78) *Id.*

(79) *Id.*

とになる⁽⁸⁰⁾。

プレ・トライアルおよび事実審理終了後のスペシャル・マスターの任命については、Rule 53(a)(1)(C)に規定される。旧Rule 53では定められていなかったが、改正Rule 53では連邦地方裁判所裁判官またはマジストレイトが対応困難な問題を処理する目的に限定してスペシャル・マスターの任命が認められたのである⁽⁸¹⁾。

四 スペシャル・マスターの活動と機能

1. プレ・トライアル手続におけるスペシャル・マスター

スペシャル・マスターへの付託がプレ・トライアル手続に限定されると、その任命は容易である。なぜなら、La Buy判決の4か月後に出された1957年の連邦第8巡回区控訴裁判所判決であるFirst Iowa Hydro Electric Co-op v. Iowa-Illinois Gas & Electric Co.⁽⁸²⁾で、スペシャル・マスターにプレ・トライアル手続を付託することが、当事者から裁判官による裁判を剥奪するものではないと既に示されていたためである⁽⁸³⁾。La Buy事件と同様に本件も独占禁止法違反の事案であり、10名の被告から提出された答弁書には重要な証拠および手続上の争点が指摘されていた⁽⁸⁴⁾。さらに本件でのスペシャル・マスターは、プレ・トライアル手続とりわけ証拠開示に限定して任命されていた。証拠開示で直面する事実にかかる争点が複雑であれば、La Buy判決が示した例外的状況の基準を満足させると判断されたのである⁽⁸⁵⁾。

係争事実が複雑化するだけでなく係属する訴えも増加すると、それに比

(80) 旧 Rule 53では、スペシャル・マスターの役割は陪審審理では証言録取と事実認定のみに、また非陪審審理では「何らかの例外的な状況が必要とする場合」(Shria A. Scheindlin & Jonathan M. Redgrave, *The Evolution and Impact of the New Federal Rule Governing Special Masters*, 51 FED. LAW. 34, 35 (2004).) に限定されていたが、この点については変更が加えられていない。

(81) FED. R. CIV. P. 53(a)(1)(C).

(82) 245 F.2d 613 (8th Cir. 1957).

(83) *Id.* at 625.

(84) *Id.* at 624.

(85) *Id.* at 620.

例してプレ・トライアル手続でのスペシャル・マスター任命が必要とされる。前述した1982年の*In re Agent Orange Product Liability Litigation*は、事件の重大性、証拠開示で想定される事実の複雑さ、そして審理される大量の書面などを効率的に処理するには、スペシャル・マスターの活動に注目すべきである⁽⁸⁶⁾、と述べている。

本判決はスペシャル・マスターの新しい機能である和解の促進を創出した⁽⁸⁷⁾。中立的立場の第三者をスペシャル・マスターに任命することは、当事者と裁判所との緩衝材として機能させて和解を導くものであると考えられたのである⁽⁸⁸⁾。多数当事者が関係する複雑な訴訟のうち、とりわけプレ・トライアル手続が長期化するものには、和解が有効であると認識されていた⁽⁸⁹⁾。プレ・トライアル手続でスペシャル・マスターを任命し義務を付託することは、裁判官が証拠につき専門性を欠く場合に必要となる⁽⁹⁰⁾。その結果、複雑な訴訟のプレ・トライアルにおけるスペシャル・マスターの任命が増加することは容易に想定できるのである⁽⁹¹⁾。

(86) 94 F.R.D. at 174.

(87) Deborah R. Hensler, *A Glass Half Full, A Glass Half Empty: The Use Of Alternative Dispute Resolution In Mass Personal Injury Litigation*, 73 TEX. L. REV. 1587, 1614 (1995).

(88) Kenneth R. Feinberg, *Creative Use of ADR: The Court Appointed Special Settlement Master*, 59 ALB. L. REV. 881, 884 (1996).

(89) *Id.* at 884-85.

(90) *In re Agent Orange Product Liability Litigation*. でのスペシャル・マスター任命命令の中で、次のようにスペシャル・マスターの義務が記載されていた。スペシャル・マスターは、①証拠開示手続の中で係属中および将来になされる申立てを判断すること、②証明可能性、特権、弁護士により裁判のために作成された書類などワーク・プロダクト、専門家証人による証拠および裁判のための準備書面などを含む、法的小および事実にかかる適切な証拠開示手続で発生する紛争を判断すること、③証拠開示に関連して適切であると思料された証拠開示制限命令の給付および修正を行うこと、④命令に記載された義務を効果的に履行するために手続に必要な措置をとること、⑤証拠開示を求める申立てについて判断することである(611 F. Supp. at 174-75.)。これにもとづいて受訴裁判所は、証拠開示手続ですべての係属する申立てをスペシャル・マスターに付託し、スペシャル・マスターに所定の当事者との打合せ会議で証拠開示上の顕著な問題を判断する準備を求めることになる(*Id.*)、と付言するのである。したがって、スペシャル・マスターは実際には証拠開示手続での司法機能を付託され当該手続で入手した事実から救済形成に関わることになる。そこで、裁判官と同様な司法上の制限を受けることも推定できる。例えば、訴訟手続で一方当事者からのみの陳述(ex parte communication)を審理することが禁止されている。See, MODEL CODE OF JUDICIAL CONDUCT CANON § 3(B)(7).

(91) Fellows and Haydock, *supra* note 4, at 1278.

2. 訴訟追行の補助者としてのスペシャル・マスター

当事者とともに訴訟を進行させる目的でスペシャル・マスターが任命される⁽⁹²⁾。広域係属訴訟手続やクラス・アクションなど当事者および請求の数が大規模な手続では、スペシャル・マスターが代表当事者の代理人との調整の役割を担うことになる。彼らと協議して、証拠開示手続の期日、特定の証拠開示の手順を決定するとともに、裁判官の面前での正式な事実審理開始の確認を目的とする会合(status conference)での協議事項を決定する⁽⁹³⁾。また、損害の程度、責任の所在、さらに損害賠償額を決定する場合もある⁽⁹⁴⁾。

3. 救済形成でのスペシャル・マスター

事実審理において救済形成目的でスペシャル・マスターが任命される例には、1974年のニュー・ヨーク州東部地区連邦地方裁判所のHart v. Community School Board⁽⁹⁵⁾がある。本件事実審理でワインスタイン(Jack B. Weinstein)裁判官は、人種別学教育解消に向けての救済形成の助力をスペシャル・マスターに付託した⁽⁹⁶⁾。法廷のみで行なわれる伝統的な裁判だけでは解決できない多元的な問題に裁判所が直面した場合には、旧Rule 53所定の例外的な状況は満たされ、救済形成を目的としてスペシャル・マスターを任命することができると述べている⁽⁹⁷⁾。さらに、別学解消のためには教育、住居、そしてその他の資源の分配に影響を与える多数の選択

(92) Jerome I. Braun, *Special Masters in Federal Court*, 161 F.R.D. 211, 217 (1995).

(93) *Id.* at 216.

(94) Fellows and Haydock, *supra* note 4, at 1284. この結果、クラス・アクションの場合には同程度の損害を被った被害者をサブ・クラスとして分類することが可能になり、このサブ・クラスが全体のクラスから離脱して独自に損害賠償請求が可能となる。

(95) 383 F. Supp. 699 (E.D.N.Y. 1974).

(96) 本件のスペシャル・マスターには、当事者の合意の下でコロンビア大学ロー・スクールのBeger教授が任命されている。彼は人種別学の状況調査のみならず、別学要因となるコミュニティの再構成を目的とするプラン作りをも行う広範な活動を行っている。この詳細については、前掲注47・樫博行・51-52頁参照。

(97) *Id.* at 766.

肢があると付言している⁽⁹⁸⁾。したがって、ワインスタインは多元的目的と多数の選択肢を根拠にして、救済形成すなわち別学解消のための差止命令を含んだ判決形成のために、スペシャル・マスターが任命できる旨を示したのである。本件は制度改革訴訟の救済形成目的でスペシャル・マスターを任命した先例と評されている⁽⁹⁹⁾。

4. 事実審理後のスペシャル・マスター

事実審理が終結した後もスペシャル・マスターが任命される。これは次の3つの目的のために行われる。責任が認定され救済が示された判決を執行するための付託、判決や裁判所命令の執行状態の監視、そして執行にかかる様々な申立てを評価および処理することである。

まず判決執行を付託されるスペシャル・マスターは、例えば環境訴訟での環境汚染物質の除去や人種別学解消訴訟での学校管理など、原則的には高度な専門的知識が必要とされる⁽¹⁰⁰⁾。次に、裁判所命令の執行状態の監視をスペシャル・マスターに付託することについては、判決および命令で示された権限範囲内で行なわなければならない。そのため現行のRule 53(b)(2)は、スペシャル・マスターの任命書に監視にかかる義務を明示することを求めている。連邦民事訴訟規則改正諮問委員会は、本号を当該義務について可能な限り正確に監視命令へ盛り込むことを裁判所に求めたものであるとしているが⁽¹⁰¹⁾、義務内容の明確性につき具体的な基準は示されてい

(98) *Id.*

(99) David L. Levine, *The Authority for the Appointment of Remedial Special Masters in Federal Institutional Reform Litigation: The History Reconsidered*, 17 U.C. DAVIS L. REV. 753, 799 (1984).

(100) その他、土地利用および環境の専門家をスペシャル・マスターに任命した例には、*United States v. Conservation Chme. Co.*, 106 F.R.D. 210 (W.D.Mo. 1985). があり、人種別学撤廃に向けて地域住民の人種の偏重の解決策を模索するために、連邦住宅法および学校管理の専門家をスペシャル・マスターに任命した例には、*Hart v. Community School Board of Brooklyn*, 383 F. Supp. 699, 767 (E.D.N.Y. 1974). がある。

(101) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE U.S. COURTS, AMENDMENT TO THE FEDERAL RULES OF CIVIL PROCEDURE, 215 F.R.D. 158, 334 (2003).

ない。最後に、執行にかかる申立てについてスペシャル・マスターに評価と処理を付託する目的は、多数の不法行為被害者への損害賠償の公平な配分を決定する上で統計的処理が必要とされるためである⁽¹⁰²⁾。避妊具ダルクオン・シールド(Dalkon Shield)による疾病事件では、和解の促進も併せて当該目的でスペシャル・マスターが任命されている⁽¹⁰³⁾。

五 スペシャル・マスターに類似する制度

1. マジストレイトとスペシャル・マスター

(1) 当事者の合意がない場合の付託

当事者の合意を得ることなしに裁判所がマジストレイトにプレ・トライアル手続を付託すると、マジストレイトによる命令は明白な事実誤認または違法でない限り連邦地方裁判所により覆審されない⁽¹⁰⁴⁾。マジストレイトが行った事実認定への当事者による不服申立てについては、まず当事者により別途証拠の提出がなされて再度マジストレイトの審理を経た後に、連邦地方裁判所は当該認定を覆審する⁽¹⁰⁵⁾。

一方で、プレ・トライアル手続でスペシャル・マスターが当事者の合意なく命令および事実認定を行い、それに対する当事者の不服申立てがなされると、連邦地方裁判所はスペシャル・マスターによるすべての命令と事実認定につき覆審しなければならない⁽¹⁰⁶⁾。したがって、スペシャル・マスターは終局的な事実認定を委ねられておらず、あくまでも連邦地方裁判所裁判官の補助として位置づけられているのである。

事実審理では、裁判官が不在の際にマジストレイトは欠席判決を下すことや陪審評決の受理などを行うことができる⁽¹⁰⁷⁾。一方でスペシャル・マス

(102) Fellows and Haydock, *supra* note 4, at 1279.

(103) Kenneth R. Feinberg, *The Dalkon Shield Claimants Trust*, 53 LAW & CONTEMP. PROBS. 79, 100-110 (1990).

(104) 28 U.S.C. § 636(b)(1)(A).

(105) FED. R. CIV. P. 72(b).

(106) *Id.* at 53(f)(4).

(107) FED. R. CIV. P. 72, Advisory Committee Note of 1982.

ターは非陪審審理に限り、争点にかかる事実認定の勧告を行うことができる⁽¹⁰⁸⁾。この場合の付託については、例外的状況下または損害賠償額算定に限定して許容される⁽¹⁰⁹⁾。

連邦地方裁判所は、マジストレイトを当事者の合意なく事実審理でのスペシャル・マスターに任命することができる⁽¹¹⁰⁾。ただしこの場合、マジストレイトは連邦マジストレイト法ではなく、連邦民事訴訟規則Rule 53に定めるスペシャル・マスターの権限範囲内で事実認定を行うことになり、連邦地方裁判所による覆審に服することになる⁽¹¹¹⁾。

当事者の合意なく判決後の執行状況調査をマジストレイトに付託することについては、制定法上の根拠が存在しない。連邦マジストレイト法は、連邦地方裁判所がマジストレイトに「付加的な義務を委ねることができる」と定めている⁽¹¹²⁾。そこでこの付加的な義務の意味と範囲から付託根拠を推定せざるを得ないが、これらは裁判例で示されていない。一方でスペシャル・マスターについては、連邦民事訴訟規則Rule 53が裁判官ならびにマジストレイトが効果的かつ時宜に合う解決ができない場合に任命できる旨を規定している⁽¹¹³⁾。そこでスペシャル・マスターに任命される場合に限り、マジストレイトに当該調査を付託することが可能となる。

(2)当事者の合意がある場合の付託

当事者すべての合意を得れば、マジストレイトは陪審および非陪審のいずれの手続における業務も連邦地方裁判所により付託されることができる⁽¹¹⁴⁾。

(108) FED. R. CIV. P. 53(a)(1)(B).

(109) *Id.* at 53(a)(1)(B)(i)-(ii).

(110) 28 U.S.C. § 636(b)(2).

(111) FED. R. CIV. P. 53(f)(3),(4).

(112) 28 U.S.C. § 636(b)(3).

(113) FED. R. CIV. P. 53(a)(1)(c).

(114) 28 U.S.C. § 636(c). しかし、裁判官が正当な理由を示すか、または当事者が通常では見えないことを示せば、連邦地方裁判所はマジストレイトへの付託を取消すことができる(*Id.* at § 636(c)(4)). また、連邦地方裁判所がマジストレイトへの付託を取消さず、マジストレイトによる判断に至ると、地方裁判所裁判官が行った終局判決と同様に、連邦地方裁判所ではなく上訴管轄権をもつ巡回区控訴裁判所に控訴されることになる(*Id.* at § 636(c)(3)).

一方でスペシャル・マスターは当事者により範囲を限定されて業務が付託されることになる⁽¹¹⁵⁾。その際には、付託を制限するRule 53所定の「例外的状態」の要件の具備が不要となる⁽¹¹⁶⁾。

マジストレイトは当事者の合意があれば陪審審理を統括する役割を担う⁽¹¹⁷⁾。しかし一旦スペシャル・マスターに任命されれば、これを行うことはできないと解されている⁽¹¹⁸⁾。

(3) マジストレイトとスペシャル・マスターの制裁権

マジストレイトの命令に当事者が遵守しない場合、連邦マジストレイト法により、当事者の合意で手続きを付託されたマジストレイトは法廷侮辱の制裁権を行使できる⁽¹¹⁹⁾。

当該制裁権は、連邦民事訴訟規則Rule 11とRule 37にもとづく制裁権を制限するものではない⁽¹²⁰⁾。Rule 11は、代理人が訴答での申立書提出の際

(115) FED. R. CIV. P. 53(a)(1)(A).

(116) *Id.* at 53(a)(1)(A). 当事者の合意がない場合には、例外的状態の要件を具備しなければならないか(*Id.* at 53(a)(1)(B)(i).)。しかし、経理上(accounting)または困難な損害賠償額算定の場合に限り、当該要件を満たすことなく非陪審審理において事実認定を行い、その結果を裁判所に報告することができる(*Id.* at 53(a)(1)(B)(ii).)。ところで陪審審理では陪審が事実認定を担うので、スペシャル・マスターが事実認定を行うには当事者が陪審審理を放棄しておかなければならないのではないかという疑問が生じる。スペシャル・マスターが陪審審理の統括を許容されていない点を考慮すれば(*Id.* at 53(a)(1), Advisory Committee Note of 2003.) 陪審審理放棄手続が必要となるからである。また、当事者の合意によりスペシャル・マスターによる事実認定が許容されるとしても、当該事実認定は当事者の申立てにより連邦地方裁判所の審査に服することになる(*Id.* at Rule 53(f)(3).)。ただし、認定された事実が明白な誤認によるものまたは最終的な認定である場合に限定されている(*Id.* at 53(f)(3)(A), (B).)。

(117) 28 U.S.C. § 636(c).

(118) FED. R. CIV. P. 53(a)(1) Advisory Committee Note of 2003.

(119) 28 U.S.C. § 636(e). 同項(2)号はマジストレイトに刑事上の裁判所侮辱罪により罰金または禁錮(imprisonment)を科すことを認めている。また(4)号では民事上の裁判所侮辱を認めている。

(120) *Id.* at § 636(e)(4).

に一定の条件違反を行ったことにつき⁽¹²¹⁾連邦地方裁判所による制裁権を定める⁽¹²²⁾。またRule 37は、証拠開示手続での命令違反が法廷侮辱になる旨を規定している⁽¹²³⁾。証拠開示手続での違反については、違反者は再度の証拠開示および証人喚問の機会をもたない⁽¹²⁴⁾。そこで、証拠書面の真正を自白せず後日それが証明されると、自白しなかった当事者は制裁として証明に要した弁護士報酬を含む経費を支払わなければならない⁽¹²⁵⁾。

マジストレイトによる制裁が明白な事実誤認などを原因として行われると、当該制裁は連邦地方裁判所の審理に服することになる⁽¹²⁶⁾。合意なく付託された場合における請求・交差請求・反訴にかかる証言録取での制裁であれば、連邦地方裁判所は覆審を行うことになる⁽¹²⁷⁾。

(121) FED. R. CIV. P. 11(b). 本項では次の各号に代理人が訴答の際に留意すべき諸点が規定されている。まず(1)号では、相手方への嫌がらせ、訴訟の遅延、そして不必要な裁判費用の高額化を目的として申立書の提出を行わないことである。(2)号では、主張および抗弁などが現行法により保障されているか、または現行法を拡大解釈、修正、そして覆して新しい規範を定立する際には請求の原因がある(nonfrivolous)ものであることである。(3)号では、事実についての主張は証拠による裏付けがあり、または更なる調査や証拠開示のための相当な期間が経過すれば、証拠の裏付けができるものである。そして(4)号では、事実の否認が証拠により正当な理由があり、または信念や情報の欠落にもとづいていると相当に考慮されることである。これらのいずれかに違反すれば制裁が行われることになる。

(122) *Id.* at 11(c)(1).

(123) *Id.* at 37(b).

(124) *Id.* at 37(c)(1).

(125) *Id.* at 37(c)(2). その他、次の場合にも各々連邦地方裁判所による制裁が認められている。①証言録取手続への欠席では弁護士報酬を含む経費が(*Id.* at 37(d)(3).)、②電子媒体に取りこまれた記録の消去では消去による不利益を治癒させるために必要な命令が(*Id.* at 37(e)(1).)、③故意に当該記録を消去した場合には、それが当該当事者にとり不都合であると推定して陪審にその旨を説示する、または訴えの棄却や記録が消去された当事者への勝訴判決(default judgment)が、④証拠開示手続計画策定への不参加では後日開催される際の弁護士費用を含む経費が(*Id.* at 37(f).)、各々制裁として裁判所により違反者に命じられる。

(126) *Maisonville v. F2 Am, Inc.*, 902 F.2d 746 (9th Cir. 1990). Rule 11違反につき、連邦地方裁判所がすべての証拠開示手続を付託した場合には、マジストレイトが制裁を加える裁量権をもつことを認め、当該裁判所はマジストレイトの命令に明白な誤りがあれば審査を行うことができると判断している(*Id.* at 747-48.)。

(127) *See, e.g., Zises v. Development of Social Servs.*, 112 F.R.D. 223, 226 (E.D.N.Y. 1986); *North American Watch Corp. v. Princess Ermine Jewels*, 786 F.2d 1447, 1450-51 (9th Cir. 1986). マジストレイトは手続の妨害に対して刑事制裁を科すことができるだけでなく、当事者の合意で事実審理が付託された場合には、命令の不遵守を軽罪として処罰することができる(28 U.S.C. § 636(e)(2)-(4).)。またプレ・トライアルおよび判決後の手続での不遵守への制裁も、連邦地方裁判所裁判官がそれを行うのと同様に、当該裁判官の面前で不遵守の事実を証明することにより行われる(*Id.* at § 636(e)(6)(B).)。

一方でスペシャル・マスターは、任命の際に禁止されていない限り、連邦民事訴訟規則Rule 37⁽¹²⁸⁾ および召喚令状(subpoena)を定めるRule 45⁽¹²⁹⁾により命令の不遵守に対応することができる。ただし、連邦地方裁判所へ制裁を勧告することに限定されている⁽¹³⁰⁾。

2. 専門家証人とスペシャル・マスター

連邦地方裁判所は、連邦証拠規則(Federal Rules of Evidence)Rule 706にもとづいて専門家証人(expert witness)を選定することができる。専門家証人は、専門的所見で当事者から提出される証拠を評価する役割を担う⁽¹³¹⁾。ただし当該Ruleは、鑑定証言を行うのではなく技術的争点について裁判官を補助する技術アドバイザー(technical advisor)⁽¹³²⁾には適用されない⁽¹³³⁾。当事者は証言録取と、専門家証人を召喚し反対尋問を行うことができる⁽¹³⁴⁾。連邦地方裁判所が専門家証人を選定するが、当事者による専門家

(128) FED. R. CIV. P. 37.

(129) *Id.* at 45. 召喚令状とは、裁判所による特定時期および場所への出頭、証言、書籍・文書など有体物の調査と複写、および不動産の調査を目的とする命令書である。Rule 45(e)は、理由なく召喚令状に不遵守であれば召喚令状を発給した裁判所に対する法廷侮辱となる旨を規定する。

(130) *Id.* at 53(c)(2). 連邦司法権を定める合衆国憲法第三編第1項(Art. III, § 1)に規定される連邦裁判所裁判官のみが終局判断を出せることになっているからである。第2巡回区連邦控訴裁判所をはじめとして、各連邦控訴審は合衆国憲法の下では連邦地方裁判所および所属する連邦地方裁判所裁判官が最終的な法的判断を担うととらえているのである(See, e.g., *Stauble v. Warrob, Inc.*, 977 F.2d 690, 696 (1st Cir. 1992); *Madrigal Audio Labs, Inc. v. Cello Ltd.*, 799 F.2d 814, 818 n.1 (2d Cir. 1986); *In re United States*, 816 F.2d 1083, 1092 (6th Cir. 1987).).

(131) FED. R. EVID. 706. 本Ruleは、裁判所が職権または当事者の申立てにより専門家証人を召喚できることを認めている。またその役割を、(1) 専門家としての所見を両当事者に通知すること、(2) いずれの当事者からも証言録取を受けること、(3) 裁判所または当事者により証人喚問される、(4) 召喚した当事者を含みいずれの当事者からも反対尋問を受ける、としている(*Id.* at 706(b).)。

(132) 技術アドバイザーとは、事実認定をする際に技術的な争点につき裁判官の補助を行う者をいう。1920年に合衆国最高裁判所は、*Ex parte Peterson*(253 U.S. 300 (1920).)において、裁判所の義務を履行する上で裁判官の助力となる者を含む適切な手段を講じることができると述べていた(*Id.* at 312.)。その役割は司法的判断にかかるものではなく、むしろ諮問的なものであり、書記官のそれと類似したものとされている(*Reilly v. United States*, 863 F.2d 149, 154-55 (1st Cir. 1988).)。

(133) See, e.g., *Reilly v. United States*, 863 F.2d 149, 155 (1st Cir. 1988); *Reed v. Cleveland Board of Education*, 607 F.2d 737, 746 (6th Cir. 1979); *Association of Mexican-American Educators v. California*, 183 F.3d 1055, 1079-80 (9th Cir. 1999).

(134) FED. R. EVID. 706(b).

証人申請権に影響を与えるものではない。当事者にも申立てによる専門家証人選定の途が確保されているからである⁽¹³⁵⁾。

専門家証人は事実認定者により認定されるべき事実の専門的評価を行う者であり、裁判所の法的判断の助言者とは位置づけられない。スペシャル・マスターが裁判所に対して争点の判断につき助言を行う機能をもつものであることに対して⁽¹³⁶⁾、専門家証人は事実認定のための補助とされているわけである。つまり、スペシャル・マスターには証人としての機能は求められていないことになる⁽¹³⁷⁾。

六 スペシャル・マスターの将来

1. 州裁判所におけるスペシャル・マスター

州裁判所においても、複雑な訴訟を処理するためにスペシャル・マスターが任命される。各々の州の民事訴訟規則所定のスペシャル・マスター任命規定は三類型存在する。第一が、2003年以前の連邦民事訴訟規則の旧規定と同じ文言をもつものである。第二が、当該規定から「例外であり原則ではない」とする文言を削除したものである。そして第三が非陪審審理、和解および競売など、付託内容を限定するものである⁽¹³⁸⁾。各州の裁判所は各々異なる任命規定にもとづいて、とりわけ次の目的でプレ・トリアルにおけるスペシャル・マスターの任命を行ってきた。第一が係属事件数増加への対応であり、第二が手続進行計画策定など証拠開示における専門的知識を必要とする事項への対応であり、第三が和解の促進を目的とした対応である。また、事実審理中および審理後も和解の促進と和解の履行中に生じる請求の処理のためにスペシャル・マスターが任命されてい

(135) *Id.* at 706(e).

(136) FED. R. CIV. P. 53(a)(1).

(137) Gary W. v. Louisiana Department of Health and Human Resources, 861 F.2d 1366, 1369 (5th Cir. 1988). 本判決は、スペシャル・マスターに当事者が判断に至った心理状況について証言させることを禁ずる旨の判断を示している。

(138) Jokela and Herr, *supra* note 5, at 1301-1302.

る⁽¹³⁹⁾。州により当事者の合意や非陪審審理に限定するなど任命基準が異なるものの、各々の州裁判所はスペシャル・マスターを活用しているのである⁽¹⁴⁰⁾。

スペシャル・マスターに付託する典型事案には、大規模不法行為訴訟がある。薬害など瑕疵ある製造物により全米で人身損害が発生すると、連邦および州を問わず多数の訴えが提起される⁽¹⁴¹⁾。特に1990年代には州裁判所での訴え提起が増加したのであった⁽¹⁴²⁾。これを受けて、連邦裁判所での広域係属訴訟手続と同様に、いくつかの州裁判所においても特定の裁判所でプレ・トライアルでの訴えの併合が行われている。併合審理を担当する州裁判所裁判官は、専門的知識を必要とする事実にかかる争点の検討および証拠開示をスペシャル・マスターに付託する。裁判官はそれらを統括して最終的な判断を出すことができる。スペシャル・マスターと裁判官が、事実認定およびその判断を並行して行い、裁判の迅速化が図れるのである。

連邦と州が各々独立したアメリカの二元的な司法制度では、各々の裁判所で審理が並行して進行するために、連邦と州裁判所は法的な協働関係にはない。そこで、1990年代後半より連邦と州裁判所でスペシャル・マスターを任命して、全米規模の大規模不法行為訴訟を審理する上での協働化を進めることが模索された⁽¹⁴³⁾。豊胸剤による人身損害の賠償請求訴訟がその例である。広域係属訴訟手続でプレ・トライアルの併合が行われた後に、受移送裁判所となったアラバマ州北部地区連邦裁判所のポインター(Sam C. Pointer, Jr.)裁判官がスペシャル・マスターを任命している。ポインター裁判官は連邦裁判所でのプレ・トライアル審理の際に、同一の請求の原因をもつ訴えが提起された州裁判所の裁判官を招き、これらの裁判官と定例の会議を開催している。スペシャル・マスターは証拠開示手続の進

(139) *Id.* at 1303.

(140) *Id.* at 1308.

(141) MANUAL FOR COMPLEX LITIGATION (FOURTH) § 20.31 (2004).

(142) Larry Krammer, *Choice of Law in Complex Litigation*, 71 N.Y.U. L. REV. 547, 575 (1996).

(143) MANUAL, *supra* note 141, at § 20.311.

行状況と裁判所命令の履行状況についての説明、さらに全米各地で行われた証拠法および実体法上の争点について各々の裁判官の判断を整理することも行っている⁽¹⁴⁴⁾。

大規模かつ証明困難な複雑な訴訟の審理を迅速かつ効率的に行うには、連邦および州裁判所の協働が必要になるのは言うまでもない。同一の請求の原因をもち、同一の当事者による訴えが連邦と州裁判所に提起された場合、協働がなければ判決が異なることにもなりかねない。そこで、スペシャル・マスターを媒介として二つの裁判所の協働が必要になるのである。

2. 連邦司法センターの調査結果が示す状況

2000年に連邦司法センターは、連邦民事訴訟規則Rule 53の改正を踏まえて、連邦地方裁判所の各地区で行われているスペシャル・マスターの任命、付託事項、そしてその経費負担に関する調査を行った。その結果、スペシャル・マスターの任命傾向として概括的に次のことが示された。まず著作権、環境問題、そして航空機事故での人身損害賠償請求の事案においてスペシャル・マスターが任命される率が高く⁽¹⁴⁵⁾、その任命の目的は、プレ・トライアル、事実審理、および事実審理後の各々の段階で事実認定を行うためであった⁽¹⁴⁶⁾。次に、スペシャル・マスターの任命は民事訴訟全体からみて少数であり、複雑と考えられるものに限定されていることも明らかになった⁽¹⁴⁷⁾。そして、プレ・トライアルと事実審理終了後の任命率は事実審理におけるそれとほぼ同等であり、1983年規則で規定されていない機能の必要性が高まってきたことが明らかになった⁽¹⁴⁸⁾。

(144) Francis E. McGovern, Rethinking Cooperation Among Judges in Mass Tort Litigation, 44 UCLA L. Rev. 1851, 1864 (1997).

(145) Willging, *supra* note 75, at 3, 18.

(146) プレ・トライアル手続での任命のうち、証拠開示にかかる争点について判断する目的が17%、事実審理においては特定の争点の事実認定が27%、そして事実審理後については請求手続の決定が5%とそれぞれ高くなっている。 *Id.* at 54.

(147) *Id.* at 12.

(148) *Id.* at 4, 54 Table 11.

詳細にみると、プレ・トライアルおよび事実審理で任命されるスペシャル・マスターの約半数は、証拠開示手続での争点ならびに証言録取以外の申立ての判断、和解の促進、損害賠償額の算定、そして事実認定ならびに法的判断の準備を行うことが付託されている。そこで、マジストレイトと同様な役割を担うことになり、マジストレイトがスペシャル・マスターに任命されるのが一般的となっているのである⁽¹⁴⁹⁾。残りの半数は、マジストレイトが処理できない専門的知識を必要とする複雑な争点についての判断を目的として任命されている⁽¹⁵⁰⁾。この場合にはマジストレイトがスペシャル・マスターに任命されることはない。

事実審理後に任命されるスペシャル・マスターは、クラス・アクションでの和解や同意判決(*consent decree*)⁽¹⁵¹⁾の履行監視を付託されている。ただし、マジストレイトをスペシャル・マスターに任命することはない。マジストレイトに履行監視を付託させると、3つの問題が生じるからである。まず、約10年間のうちマジストレイトの勤務時間の約半分程度の時間の負担を与えることである。次に、マジストレイトが必ずしも適切に履行監視を行えないことである。最後に、マジストレイトに履行の監視を委ねるほど裁判所は人的資源のゆとりがないことである⁽¹⁵²⁾。

スペシャル・マスターの任命は、各々の当事者または共同で申立てられる場合が44%であり、裁判官によるものが54%である⁽¹⁵³⁾。そして、任命の根拠については、連邦民事訴訟規則Rule 53によるものが39%しかなく、連邦マジストレイト法など他の連邦制定法および規則を根拠にしているものが24%である⁽¹⁵⁴⁾。顕著な点は専門家証人の召喚の根拠となる連邦

(149) *Id.* at 10.

(150) *Id.*

(151) 同意判決とは、当事者の合意にもとづいた判決である。一旦判決が出されると当事者を拘束し、同意が詐欺または両当事者の共通の錯誤によらなければ、変更できないものである。同意判決、とりわけエクィティ上のは制度改革訴訟において多用されてきた。これについての詳細は、樫博行「差止を内容とする同意判決の変更に基準—制度改革訴訟を中心に—」同志社法学 50巻3号154頁(1999)を参照。

(152) Willging, *supra* note 75, at 10-11.

(153) *Id.* at 28, Table 2.

(154) *Id.* at 32, Table 5.

証拠規則Rule 706を根拠に任命されていることであり、専門家証人とスペシャル・マスターの役割の重複が見られるのである。一方で、連邦制定法および規則に根拠を求めることなく任命するものが38%も存在するのである⁽¹⁵⁵⁾。Rule 706により医師、会計士、そして大学教員などの専門家がスペシャル・マスターに任命される場合には、特定の証拠のみならず事実上の争点について広く調査が行われることが想定される。これらの専門家がスペシャル・マスターに任命される率は、約25%である⁽¹⁵⁶⁾。残りは弁護士や退職裁判官などの法曹関係者であり⁽¹⁵⁷⁾、この点から実務に精通する者としてスペシャル・マスターに任命されたことが推定できる。また多くの案件では、その役割および付託される争点が限定されており、広範な役割を付託していないのである⁽¹⁵⁸⁾。

3. スペシャル・マスターの報酬と連邦および州裁判所の予算との関連性

連邦民事訴訟規則Rule 53(h)(2)(A)によれば、当事者がスペシャル・マスターの報酬を負担することになる⁽¹⁵⁹⁾。和解における報酬の分担については、スペシャル・マスター任命の際既に報酬負担の取決めを行っている案件が過半数に達しており、分担の計算式をも含めたものもある⁽¹⁶⁰⁾。報酬負担の取決めを和解の初期段階で行っていることは、報酬を巡る当事者間の争いを回避するための事前措置である。つまり、当事者にとり報酬負担が重要になることを示している。そこで、将来におけるスペシャル・マスター任命の状況は報酬負担の側面からも推定できる。

スペシャル・マスターの報酬は時間単価で算定されてきたが⁽¹⁶¹⁾、1990

(155) *Id.*

(156) *Id.* at 40, Table 7.

(157) *Id.*

(158) *Id.* at 45, Table 10.

(159) その他に、同号(B)では裁判所の監督下にある基金または訴訟の対象物から報酬が支払われることになる。

(160) *Id.* at 45, Table 10.

(161) *See, e.g., American Safety Table Co. v. Schreiber*, 415 F.2d 373, 379-380 (2d Cir. 1969).

年代では中間値は1時間単価で\$200であり、ほぼ\$150から\$250の間を推移している。1922年にNewton v. Consol. Gas Co.⁽¹⁶²⁾で合衆国最高裁判所は、義務の履行に必要とされた時間を基準にスペシャル・マスターの報酬を決定すべき旨を明らかにし、同様な義務履行する裁判官の給与相当または望まれる能力と経験に応じた付加的金額の必要性を述べていた⁽¹⁶³⁾。Newton判決以降、裁判所は報酬基準をより具体化した。①弁護士が民事事件で得る一時間あたりの報酬の半額⁽¹⁶⁴⁾、②弁護士が個人開業で得られる報酬に比する額⁽¹⁶⁵⁾、③適正な市場価格⁽¹⁶⁶⁾、④裁判官の給与⁽¹⁶⁷⁾または行政職公務員の給与⁽¹⁶⁸⁾、⑤裁判所による仲裁ならびに調停で支払われる額⁽¹⁶⁹⁾、そして⑥合理的に費やした時間数に相当な時間単価を乗する指針から算定された額が示されてきた⁽¹⁷⁰⁾。以上で算定された報酬を被告に全額負担させる場合が16%存在する一方で、当事者双方が平等に負担する案件が過半数を超えている⁽¹⁷¹⁾。

また、訴訟係属数をみれば、連邦裁判所における複雑な訴訟の典型といえる広域係属訴訟手続で係属する訴えの数が増加している。2013年9月末が8万9,140件であったの対して2014年9月末には12万7,750件、そして2015年9月末には13万2,788件と3年間に1.5倍の増加傾向にある⁽¹⁷²⁾。しか

(162) 259 U.S. 101 (1922).

(163) *Id.* at 105.

(164) *See, e.g.*, Reed v. Cleveland Board of Education, 607 F.2d 737, 746 (6th Cir. 1979).

(165) *See, e.g.*, Kyriazi v. Western Electric Co., 465 F. Supp. 1141, 1147-48 (D.N.J. 1979).

(166) *See, e.g.*, Northcross v. Board of Education of Memphis City Schools, 611 F.2d 624, 638 (6th Cir. 1979).

(167) *See, e.g.*, Newton, 259 U.S. at 105-106.

(168) *See, e.g.*, Kyriazi, 465 F. Supp. at 1147-48.

(169) *See, e.g.*, SEC v. H.K. Freeland & Co., 1992 Y.S. Dist. LEXIS 8747, at 2* (S.D.N.Y. June 19, 1992).

(170) *See, e.g.*, American Safety Table Co. v. Schreiber, 415 F.2d 373, 379-380 (2d Cir. 1969).

(171) Willging, *supra* note 75, at 42, Table 9.

(172) Table S-20.Cumulative Summary of Multidistrict Litigation During the 12-Month Periods Ending September 30, 2013 Through 2015.

<http://www.uscourts.gov/statistics-reports/caseload-statistics-data-tables>. にて入手可能 (2017年1月13日最終確認)。

し、連邦裁判所予算は2013年の69億2,600万ドル、2014年の72億8,400万ドル、そして2015年の74億400万ドルと、係属事件数増加率と比べて鈍い増加傾向を示している⁽¹⁷³⁾。一方、州裁判所の予算については、2002年から2004年にかけて州裁判所でのサポート職員雇用予算が大幅に削減されている。マサチューセッツ州では約25%が削減され、一時解雇を含め人員が1,000名以上減少した。カリフォルニア州も同様に約25%の削減であった。実際に62%の州裁判所で人員を充足できない状況にあることが報告されている⁽¹⁷⁴⁾。2008年の予算削減状態は多くの州で前年比10%から15%削減となっており⁽¹⁷⁵⁾、とりわけカンザス州では2015年も州裁判所の予算が削減されたことが報告されている⁽¹⁷⁶⁾。

以上の州裁判所の予算状況をみると、司法職員雇用の増加見込みは薄い。その結果当事者により民事紛争の解決が期待されるのである。スペシャル・マスターの報酬は当事者に依存しているため、裁判所予算削減に対応してスペシャル・マスターの任命が必要になるのである。この傾向は、スペシャル・マスターの任命を一般化させるとともに⁽¹⁷⁷⁾、私人による民事紛争解決の傾向を一層助長するものともいえよう。

おわりに

スペシャル・マスターは、事実審理の対象を確定する証拠開示手続を進行させる上で効果的な制度である。また円滑に裁判所の最終判断を導くための有効な補助手段でもある。この役割は、制度改革訴訟および大規模不

(173) Table 5.2—BUDGET AUTHORITY BY AGENCY: 1976–2021.

<https://www.whitehouse.gov/omb/budget/Historicals>. にて入手可能 (2017年1月13日最終確認)。

(174) Jokela and Herr, *supra* note 5, at 1315.

(175) National Center for State Courts, *Crisis in the Courts: Reconnaissance and Recommendations*.

<http://www.ncsc.org/sitecore/content/microsites/future-trends-2012/home/better-courts/1-2-crisis-in-the-courts.aspx>. にて入手可能 (2017年1月13日最終確認)。

(176) John Eligon, *Caveat in Courts Budget Adds Fuel to Kansas Feud*, June 7, 2015 N.Y. Times, at Section A; Column 0.

(177) David R. Cohen, *The Judge, the Special Master, and You*, 40 LITIGATION 32, 34 (2014).

法行為訴訟を通じて事実審理や審理後にまで広がりを見せた。この広範化は裁判の効率的処理を目的として正当化された。スペシャル・マスターを定める連邦民事訴訟規則Rule 53が、当該目的での実務を認めて改正されたからである。

スペシャル・マスターは裁判所に所属するマジストレイトとは異なり、裁判所外の私人である。したがって、連邦民事訴訟規則Rule 53が示すように終局的な事実認定を行う権限はない。また、特定証拠の証言のみを求められる専門家証人とは異なり、証拠開示全般を処理すべき役割を付託されている。この意味で、私人による法実現の一翼を担う機関とも評することができよう。

スペシャル・マスターはその成立以来曖昧な法的地位にあった。しかし、2003年の連邦民事訴訟規則改正により付託される役割が限定されてその曖昧性は希薄化した。現在のアメリカでは複雑な民事訴訟が発生しているにもかかわらず、連邦および州裁判所予算の増額がのぞめない状況にある。そこで、付託根拠の曖昧性が希薄化したことを受け、私人である当事者により報酬支払が担保されるため、アメリカの裁判所においてスペシャル・マスターは今後一層活用されるのではなかろうか。

〈平成28年度科学研究費補助金 基盤研究（C）研究課題「私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの比較法的研究」（研究代表者：樺博行）課題番号25380127による研究〉

（本学法学部教授）